

# 柱 1 高齢者の住み慣れた地域での生活の確保

## — 高齢者福祉 —

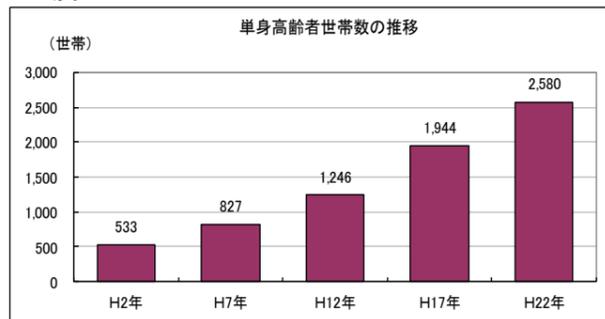
### ■ 現状と課題

団塊の世代が高齢期を迎え、高齢化が急速に進展し、経済的不安や健康への不安、介護への不安などが増えています。

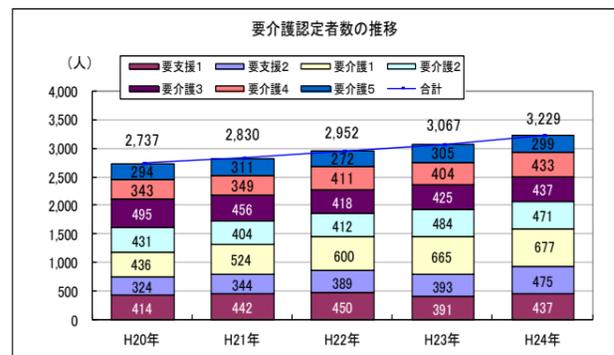
江南市においても平成26年度には、高齢化率が24.3%まで上昇し、平成29年度には、高齢化率が26.1%まで上昇し、4人に1人が高齢者となり、介護を必要とする高齢者も増加することが予想されています。また、高齢者世帯や一人暮らしの増加により、家庭での介護が難しくなり、施設サービスの利用する人が、過年度と比較して増加することも予測されます。一方で高齢者を対象としたアンケートによると、元気な高齢者は、友人・隣人との付き合いや仕事を生きがいとしている割合が高くなっています。

このようなことから、高齢者の働く場の確保や介護予防の取り組みを進め、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって暮らすことができるような地域社会をつくることが求められます。また、介護が必要となったときには、適切な介護サービスを受けて、安心して暮らすことができるよう、体制を整えることが求められています。

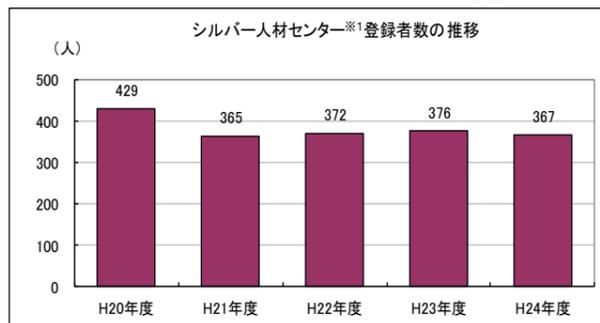
(資)



料:国勢調査)



(資料:高齢者生きがい課)



(資料:(社団)シルバー人材センター)

### ■ 10年後の地域のすがた

高齢者自らが健康を維持することに心がけ、積極的に仕事やボランティア活動を行っている。一方介護が必要な高齢者は、地域の施設や自宅で、適切な介護サービスを受けている。

その結果、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって生活し、介護が必要になっても、安心した生活ができている。

### ■ 市役所の使命

介護予防の取り組みを高齢者ボランティアなどと協働しながら推進する。また、高齢者がいきいきとした生活を送ることができるように、高齢者の仕事や活動の場所の確保などの支援をする。

介護が必要になったら、個々にあった適切な福祉サービス・介護サービスを提供する。

### 【現状と課題】

2 段落目

・高齢化率の記述を修正

理由) 第5期江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画において、自然体による要介護認定者数の推計した数値を出したため。(③)

・施設サービスの利用に対する記述を修正。

理由) 高齢者が増加していることに対して、施設サービス利用の更なる利用者の増加が見込まれるため。(③)

・元気な高齢者の記述を修正

理由) 断定的な記述となっていたため。(③)

※1 シルバー人材センターとは、定年退職者など的高齢者に、その能力やライフスタイルに合わせた雇用・就業機会を提供する組織。さまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上を目的とする。

■ 成果目標と役割分担

【全体目標】高齢者が生きがいをもって安心して暮らしている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
高齢者が、生きがいを持ち、自立して暮らしていると感じる市民の割合	%	21.2 (H18)	30.0	40.0	50.0	市民満足度調査により測定。
			38.1	41.4	***	

【個別目標①】高齢者が介護予防に取り組み、介護が必要になっても地域で安心して暮らしている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
高齢者人口に占める要介護者の割合	%	13.0 (H18)	15.0	16.3	17.6 14.2	65歳以上の市民のうち要介護認定を受けている人の割合。 高齢化が進行するほど、要介護者の割合は増加することが見込まれるが、その増加割合を抑制することを目標とする。
			12.6	***	***	
介護保険サービスを利用している割合	%	77.2 (H18)	80.0	82.0	85.0	要介護認定を受けているうち、介護サービスの提供を受けているかを測定するもの。
			80.3	***	***	



市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括支援センター※2を活用して、積極的に介護予防を行う。【個人・家庭】</li> <li>○介護が必要になった人は、介護保険制度を活用して住み慣れた地域で暮らす。【個人・家庭】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民が積極的に介護予防に取り組めるような体制づくりを各機関と連携しながら行う。</li> <li>○地域包括支援センターを支援し、利用の啓発をする。</li> <li>○介護認定の公正・公平な審査を行い、介護保険制度の健全な運営に努める。</li> </ul>

【関連する項目】

- II健康、福祉分野 《柱4 健康づくり》 個別目標①自らが疾病予防に取り組んでいる(P-63)
- II健康、福祉分野 《柱5 保険年金》 個別目標①医療保険制度が健全に運営され、市民が安心して医療を受けている(P-67)

【H29 目標値】

高齢者人口に占める要介護者の割合 「17.6」から「14.2」に修正理由) 第5期江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の計画の基本指標に基づき、平成29年度の目標値を修正。

【H25 実績値】

高齢者人口に占める要介護者の割合 平成26年3月  
介護保険サービスを利用している割合 平成26年3月

※2 地域包括支援センターとは、高齢者が住み慣れた地域で健やかに安定して暮らすことができるよう、総合的相談や要介護者等高齢者を総合的に支えるための地域の中核的機関。平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設。

## 【個別目標②】高齢者が在宅で安心して暮らしている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
高齢者の在宅生活のための福祉サービスが充実していると感じる市民の割合	%	28.5 (H19)	30.0	40.0	50.0	市民満足度調査により測定。
			34.5	38.9	***	

市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域で高齢者に対し、見守り、声かけを行う。【個人・家庭】【市民団体】【企業】</li> <li>○福祉サービスを受けながら在宅で安心して暮らしている。【個人・家庭】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各関係機関と連携して、介護予防を啓発する。</li> <li>○高齢者の緊急時の安全を確保する。</li> <li>○高齢者が在宅で安心して暮らすことができるよう、高齢者福祉サービスを充実させる。</li> </ul>

## 【関連する項目】

- I 生活環境、産業分野 《柱3 市民生活》 個別目標③市民の足が確保できている(P-37)

## 【個別目標③】老後も高齢者は生きがいをもって充実した生活を送っている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
シルバー人材センター※1の登録者数	人	491 (H18)	631	721	811	働きたいと思う高齢者の数をシルバー人材センターの登録者数で測定するもの。
			372	***	***	
老人クラブの会員数	人	6,866 (H19)	8,302	8,651	9,000	高齢者が親睦を深めたり地域活動を行ったりしている状況を老人クラブの会員数で測定するもの。
			5,938	5,322	***	

市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者が日ごろから社会参加や仕事を行い、健康でいきいき生活ができるよう心がける。【個人・家庭】【市民団体】【企業】</li> <li>○ボランティア活動などに積極的に参加する。【個人・家庭】【自治会】【市民団体】</li> <li>○ボランティア団体、NPO※2、企業などは退職高齢者のもっている能力を活用して、活動を行う。【自治会】【市民団体】【企業】</li> <li>○シルバー人材センターは、職種を増やす。【市民団体】</li> <li>○シルバー人材センターの趣旨を理解し、積極的に利用する。【個人】【市民団体】【企業】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報などを通じて、就労、社会参加の紹介を行う。</li> <li>○高齢者に関するボランティア活動を積極的に支援する。</li> <li>○高齢者が生きがいをもって生活できるよう老人クラブやシルバー人材センターを支援する。</li> <li>○高齢者が生きがいをもって生活できるよう老人クラブやシルバー人材センターの活動を広くPRし、加入促進を図る。</li> </ul>

## ■ 関連する個別計画

- ~~第4期江南市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画（H21～H23）~~
- ~~第5期江南市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画（H24～H26）~~
- **第6期江南市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画（H27～H29）**

※1 シルバー人材センターとは、定年退職者など的高齢者に、その能力やライフスタイルに合わせた雇用・就業機会を提供する組織。さまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上を目的とする。

※2 NPOとは、Non-Profit Organizationの略。営利を目的とせず、社会的な使命の達成を目的に、公益活動を行う民間組織のこと。特定非営利活動促進法（NPO法）により認証を受けた特定非営利活動法人（NPO法人）をいう。

## 【H29 目標値】

- ・シルバー人材センターの登録者数を「811」から「467」に変更  
理由) 平成23年度に江南市シルバー人材センター長期計画の中間見直しを行い、会員数の見込みの修正をしたため。(③)

## 【H29 目標値】

- ・老人クラブの会員数を「9,000」から「5,400」に変更  
理由) 急速な高齢化の進展に伴い、老人クラブ会員数の大幅な増加を見込んだが、年金の支給開始年齢の引き上げに伴い、満60歳で退職していた人たちが、高年齢者雇用安定法より、段階的に満65歳までの雇用が義務付けられるなど、高齢者を取り巻く環境やライフスタイルが大きく変化し、老人クラブ活動へ参加する高齢者が年々減少していることから、今後の増加は見込めないため。(③)

## 【H25 実績値】

シルバー人材センターの登録者数 平成26年5月

## 【市民の役割】

- ・4点目の記述を「シルバー人材センターの趣旨を理解し、積極的に利用する。【個人】【市民団体】【企業】」に修正  
理由) 職種を増やすことには、限界があるため民間事業所等へ就業機会の提供を働きかけたほうがよいため。(①)

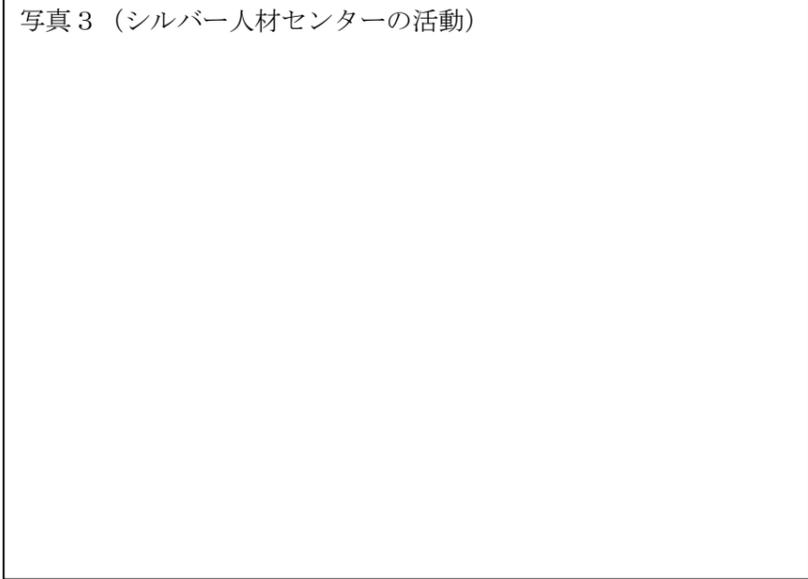
## 【市役所の役割】

- ・3点目の記述を「高齢者が生きがいをもって生活できるよう老人クラブやシルバー人材センターの活動を広くPRし、加入促進を図る。」に修正。  
理由) 今までも、折を見ながら啓発に努めていたが、市民アンケートによると、老人クラブの活動について知らない人が多くいることがわかる。老後の生きがいの考え方も非常に多様化しているが、今後は、連合会と連携して、ちょうど65歳を迎える団塊の世代をターゲットにして、PRを進めることで加入促進を図っていきたい。(③)

## 【関連する個別計画】

- ・第4期江南市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画が平成23年度で終了したため、削除する。
- ・第6期江南市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画（H27～H29）を策定するため、追加する。

写真3 (シルバー人材センターの活動)



# 柱 2 地域で安心して子育てできる環境づくり

## － 子 育 て －

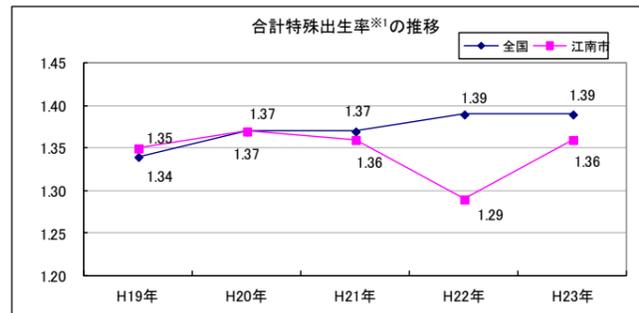
### ■ 現状と課題

合計特殊出生率<sup>※1</sup>はここ数年上昇傾向にあるものの、1.40を下回る水準で、少子化に歯止めはかかりません。一方で夫婦共働きの現役勤労世帯の増加、就労形態の多様化・複雑化、核家族化の進展などにより、育児支援へのニーズが多様化しています。

また、子育て家庭の孤立化、育児への不安、子育て放棄などが原因と思われる虐待数も増加傾向にあります。

江南市においても、障害児への療育、子育て支援センター<sup>※1</sup>の整備、乳幼児保育の1～2才児の入園希望者の増加、学童保育対象児童年齢の引き上げ、病児・病後児保育<sup>※2</sup>、休日・夜間保育、障害児学童保育などニーズも多様化しています。3歳未満児保育や病児・病後児保育<sup>※2</sup>、障がい児保育など保育サービスの拡充、学童保育の対象拡大（対象年齢の引き上げ）、子育て支援センター<sup>※3</sup>の整備など子育て支援へのニーズが高まっています。一方で、地域の子育て力の不足や連帯意識の希薄化など、地域での子育て環境づくりが課題となっています。

このようなことから、行政主体の施策から脱却し、地域のボランティア組織の強化、地域の資産の活用、経験豊かな人材の活用などの地域の子育て環境づくりを進め、地域全体で子育て支援・子どもの健全育成への取り組みが求められています。



（資料：江南保健所）

子育て支援センター（子育てサロン）地区別延利用者数（平成24年度）

	布袋	古知野	宮田	草井	藤ヶ丘	他市	合計
子育て支援センター	2,284	3,198	79	146	29	249	5,985
第2子育て支援センター	333	2,272	1,379	1,037	479	104	5,604
合計	2,617	5,470	1,458	1,183	508	353	11,589

（資料：子育て支援課）

### ■ 10年後の地域のすがた

子育てを支援するさまざまなサークルやボランティア組織により、地域ぐるみで世代を超えた交流が積極的に行われ、市民、自治会、事業者、市役所、関係機関が共にパートナーシップをとり、役割分担して子育て支援が行われるようになっている。

その結果、子育て中の家庭がさまざまな保育サービスを受け、子育ての悩みや不安が解消され、安心して子どもを地域で産み育て、楽しく子育てができている。

### ■ 市役所の使命

地域のボランティア組織や人材の育成、ボランティア活動への支援、安心して子どもを産み、地域ぐるみでの子育て力を向上させる啓発活動や民間活用を進め、各地域のニーズに合わせた計画的な子育て施設の整備、保育サービス、療育支援、育児支援を行い、子育てしやすい環境を整える。

※1 子育て支援センターとは、子育て家庭等に対して、育児不安などに対する相談・助言、子育てサークルなどの育成・支援、各種教室や子育て講習会などの開催及び子育てに関する情報誌の発行を行う支援センターのこと。

※2 病児・病後児保育とは、児童等が病気や病後回復期において集団での保育が困難であり、保護者が勤務等により家庭で育児を行うことが困難な場合に、一時的に預かるサービスのこと。

※3 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したものの、1人の女性が一生に産む子どもの数。

### 【現状と課題】

#### 1 段落目

- ・合計特殊出生率の記述を追加。

理由) 掲載しているグラフと記述に整合性を図るため。(③)

#### 3 段落目

- ・障害児への療育等の記述の修正。

理由) 事業が福祉課へ移管されたため及び語句の整理のため。(③)

### 【市役所の使命】

- ・記述を削除。

理由) 事業が福祉課へ移管されたため。

### 【脚注】

- ・番号の変更。

理由) 現状と課題の記述を修正したため。

■ 成果目標と役割分担

【全体目標】安心して子育てしている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
延長保育などの保育サービスを受け、安心して子育てしていると感じる市民の割合	%	18.8 (H18)	25.0	40.0	50.0	市民満足度調査により測定。
			38.0	41.6	***	
学童保育や子育て相談・育児教室などの子育て支援を受け、楽しく子育てしていると感じる市民の割合	%	17.0 (H18)	25.0	40.0	50.0	市民満足度調査により測定。
			36.4	39.9	***	

【個別目標①】働きながら子育てする家庭が、安心して育児ができています

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
保育園入園待機児童数	人	0 (H18)	0	0	0	両親の就労により、保育が必要な対象者が保育園に入園できているかを測定するもの。
			0	***	***	
保育園の障害児受入待機児童数	人	0 (H18)	0	0	0	健常児との統合保育を希望する障害をもつ児童が、受け入れられているかを測定するもの。
			0	***	***	
ファミリー・サポート・センター※4援助員数	人	85 (H18)	100	150	200	子育て支援の協力体制がどの程度整っているかを測定するもの。
			108	***	***	
学童保育受入待機児童数	人	0 (H18)	0	0	0	小学校1年生から3年生までの学童保育を必要とする対象者が、受け入れられているかを測定するもの。
			0	***	***	

市民の役割	市役所の役割
<p>○地域全体でできることから積極的に子育て支援活動に取り組む。【個人・家庭・自治会】</p> <p>○事業所は、就業に関する環境や条件の整備を積極的に推進し、子育てにやさしい環境づくりに取り組む。【企業】</p>	<p>○保護者の就労、病気時などの場合において、家庭の保護者にかわってきめ細かな支援を行う。</p> <p>○集団保育が必要な障害児のために、健常児との統合保育により、成長発達の促進を支援する。</p> <p>○育児の手助けが必要な人と手助けをしたい人を紹介し合う支援を行う。</p> <p>○学童保育の児童健全育成に関しての地域のニーズ、課題の調査、有効な支援に努める。</p>

【指標の追加・削除】

- ・ 補完する指標として「保育園の障害児受入待機児童数」を追加理由) 事業が福祉課へ移管されたため個別目標⑤から移動。
- ・ 「学童保育受入待機児童数」を削除理由) 個別目標③へ移動。指標と事務事業の整理のため。

【H25 実績値】

保育園入園待機児童数 平成 26 年 3 月  
 保育園の障害児受入待機児童数 平成 26 年 3 月  
 ファミリー・サポート・センター援助員数 平成 26 年 3 月

【市役所の役割】

- ・ 記述を追加理由) 事業が福祉課へ移管されたため個別目標⑤から移動。
- ・ 学童の記述を削除。理由) 個別目標③へ移動。指標と事務事業の整理のため。

※4 ファミリー・サポート・センターとは、子育て中の保護者が仕事や急な用事などで子どもの世話ができないときに、一時的に地域の人が支援する会員同士の相互援助活動を行う組織・しくみ。

見直しの内容と理由

【個別目標②】 家庭での子育て不安が解消でき、育児が楽しくできている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
子育て支援センター※1 (子育てサロン)の利用者数	人	7,632 (H18)	8,700	12,000	12,500	親同士の交流・情報交換等の場として利用されているかを測定するもの。
			11,927	***	***	
児童虐待発生件数	件	6 (H18)	27	***	***	児童相談センターが認定した虐待のうち、江南市での件数。

市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>○思いやりや自主性、責任感をはぐくむ家庭をつくる。【個人・家庭】</li> <li>○近所づきあいなどで、子育て相談や手助けなどお互いに援助に努める。【個人・家庭】</li> <li>○親としての人間形成に努める。【個人・家庭】</li> <li>○地域で児童虐待や育児放棄と思われるような案件を見聞きした場合には、市または児童相談センターへ通報する。【個人・家庭】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育ての喜びや楽しみをもてるよう、子育て家庭に育児支援を行う。</li> <li>○子どもや家庭の悩みについて、電話相談、面接相談を受け、家庭における適正な児童教育を充実させる。また、広報などで啓発活動をする。</li> <li>○一宮児童相談センター及び関係機関などと連絡を密にして、虐待の早期発見、早期対応に努める。</li> </ul>

【関連する項目】

- II健康、福祉分野 《柱4健康づくり》 個別目標③母子が健康保持に積極的に取り組み、母子共に健康に暮らしている(P-64)
- IV教育分野 《柱2教育環境》 個別目標②子どもが健やかに育つ環境が整い、人間性豊かな子どもたちが育っている(P-106)

【個別目標③】 異年齢児との交流や親子での遊びを通じ、子どもが健全に育っている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
児童館活動への延べ参加利用者数	人	132,393 (H18)	140,000	140,000	140,000	子どもたちの児童館利用や行事へ参加し楽しく活動しているかを測定するもの。
			112,944	***	***	
子どもフェスティバル来場者数	人	20,000 (H18)	30,000	30,000	30,000	親子や子ども同士が楽しく交流活動に参加しているかを測定するもの。
			12,000	27,000	***	
学童保育受入待機児童数	人	0 (H18)	0	0	0	小学校1年生から3年生までの学童保育を必要とする対象者が、受け入れられているかを測定するもの。
			0	***	***	

市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童館が行う活動に積極的に参加・協力する。【個人・家庭】【市民団体】</li> <li>○ボランティア団体、子ども会が組織づくりや組織改善を行い地域育児活動の一翼を担う。【市民団体】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの居場所となる、身近な遊び場の整備や維持管理を充実する。</li> <li>○各地区で、活動するボランティア団体、子ども会の組織づくりを支援する。</li> <li>○ボランティア団体、子ども会を支援し、親子や子ども達で参加できる活動を行う。</li> <li>○学童保育の児童健全育成に関しての地域のニーズ、課題の調査、有効な支援に努める。</li> </ul>

【H25 H29 目標値】

子育て支援センター(子育てサロン)の利用者数 H25 10,500→12,000  
H29 11,000→12,500

理由) 既に最終目標値を達成しているため、目標値を上方修正する。(②)

【H25 実績値】

子育て支援センター(子育てサロン)の利用者数 平成26年3月  
児童虐待発生件数 平成26年3月

【指標の追加】

- ・ 補完する指標を追加  
理由) 個別目標①より移動。指標と事務事業の整理のため。

【H25 実績値】

児童館活動への延べ参加利用者数 平成26年3月  
学童保育受入待機児童数 平成26年3月

【市役所の役割】

- ・ 記述を追加  
理由) 個別目標①から移動。指標と事務事業の整理のため。

※1 子育て支援センターとは、子育て家庭等に対して、育児不安などに対する相談・助言、子育てサークルなどの育成・支援、各種教室や子育て講習会などの開催及び子育てに関する情報誌の発行を行う支援センターのこと。

## 見直しの内容と理由

### 【個別目標④】 支援が必要な子育て家庭が自立して子育てができている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
ひとり親家庭の自立人数	人	83 (H18)	90	90	90	児童扶養手当に依存せず、自立できた家庭を測定するもの。
			89	***	***	
母子家庭が自立するための就労への教育支援件数	件	6 (H18)	20	30	40	母子家庭が自立するための必要な就労教育訓練への支援を受けられたかを測定するもの。
			1	***	***	

市民の役割	市役所の役割
○支援を受けている家庭は、自立できるよう、働くために必要な技能や知識を身につける努力をする。【個人・家庭】	○支援を必要とする家庭が、自立できるよう、経済的支援や子育て、就業に関する相談などを行う。

### 【個別目標⑤】 障害児は療育支援や統合保育での発達支援を受けている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
市の母子通園施設への受入待機児童数	人	0 (H18)	0	0	0	障害をもつ児童が、わかき園の児童デイサービス <sup>※2</sup> を利用して、必要な療育を受けられているかを測定するもの。
			0	***	***	
保育園の障害児受入待機児童数	人	0 (H18)	0	0	0	健常児との統合保育を希望する障害をもつ児童が、受け入れられているかを測定するもの。
			0	***	***	

市民の役割	市役所の役割
○障害児をもつ保護者は積極的に障害児の生活習慣の自立を促す活動に参加する。【個人・家庭】	○一人ひとりの障害の程度、特性を把握した療育指導 <sup>※3</sup> を行う。集団保育が必要な障害児のために、健常児との統合保育により、成長発達の促進を支援する。 ○軽度発達障害 <sup>※4</sup> 児の早期発見のため、保健センター、保育園、幼稚園などと連携を密にする。

#### 【関連する項目】

- II健康、福祉分野 《柱3 障害者福祉》 個別目標②障害者は日常生活の支援を受け、安定した生活をしている(P-61)
- IV教育分野 《柱1 学校教育》 個別目標①児童・生徒が心身共に健康な状態で、適切な教育を受けている(P-100)

#### ■ 関連する個別計画

- 「わくわく子育て夢プラン」 江南市次世代育成支援行動計画 後期計画 (H22～H26)

※2-児童デイサービスとは、障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスのこと。

※3-療育指導とは、就学前の心身に障害や発達に遅れのある子どもに対し、障害指定保育園や障害施設の職員が、障害児の専門員を交え検討会、意見交換会、障害施設の職員交流などによりケアの共有化と見識を広め、障害児の処遇向上を行うこと。また、障害施設に母子と通園し、集団生活や親子遊びを通じて、基本的な生活経験を豊かにしたり、運動機能を高め集団生活の適応を促すこと。

※4-軽度発達障害とは、発達障害のうち、知的障害を伴わないものを指す。読み・書き・計算などの特定の能力習得が難しい学習障害(LD)や、年齢に応じた落ち着きがない注意欠陥・多動性障害(ADHD)などの総称。

#### 【H25 実績値】

ひとり親家庭の自立人数 平成26年3月

母子家庭が自立するための就労への教育支援件数 平成26年3月

#### 【個別目標⑤】

- ・記述を削除。  
理由) 事業が福祉課へ移管されたため。

#### 【脚注】

- ・記述を削除。  
理由) 事業が福祉課へ移管されたため。

# 柱 3 障害者の生きがいと安心した生活の確保

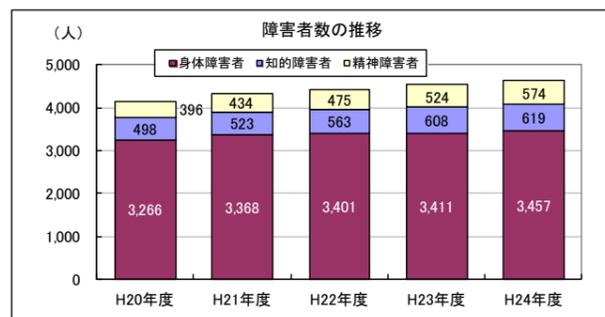
## — 障害者福祉 —

### ■ 現状と課題

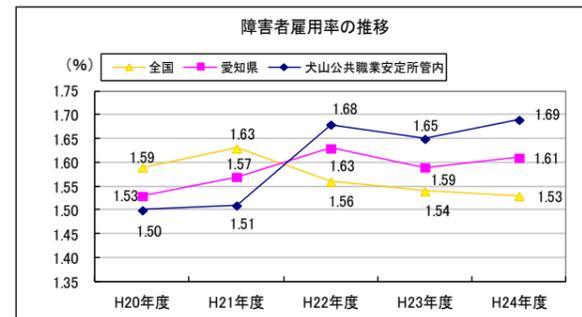
地域社会での障害者<sup>※1</sup>に対するノーマライゼーション<sup>※2</sup>や施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー<sup>※3</sup>が進む中で、平成18年度から障害者自立支援制度<sup>※4</sup>が始まり、障害者への自立支援による社会参加や就労移行が進められています。

江南市においても、高齢化の進行や、こころの病や発達障害の増加により、障害者数は増える傾向にあります。また、地域社会でのノーマライゼーションの意識が深まりつつあるとともに、公共施設などでのユニバーサルデザイン・バリアフリー化が進んでいますが、より充実することが課題となっています。また障害者雇用についても、企業の協力が得にくい中で、障害者が自立して生活しにくい状況となっています。

このようなことから、地域社会でのノーマライゼーションの意識をより根付かせるとともに、障害者自立支援制度の理念を踏まえ、障害者が能力に応じた就労などを行い、必要な支援サービスを受けることにより、住み慣れた地域で自立した生活ができる環境づくりが求められています。



(資料:福祉課)



(資料:犬山公共職業安定所)

※1 障害者とは、障害者自立支援法（平成18年4月1日施行）の中で、身体・知的・精神の3障害福祉の一元化が図られ、その対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害がある人のこと。

※2 ノーマライゼーションとは、障害者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉を進めること。

※3 ユニバーサルデザインとは、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。バリアフリーとは、障害者や高齢者が、生活するうえで支障となる物理的な障壁や意識上の障壁を取り除くこと、また障壁が取り除かれた状態。障壁を取り除くことをバリアフリーというのに対し、はじめから障壁をつくらないという考え方がユニバーサルデザイン。

※4 障害者自立支援制度とは、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について一元化を図るとともに、支援費制度に代わって障害者に費用の原則1割負担を求め、保護から自立に向けた支援を行うことを目的とした制度。平成18年4月1日から実施。

### 【脚注】

- ・法律の改正により修正

理由)「障害者自立支援法」が題名改正されており、現在は三障害だけでなく発達障害や難病も含まれている。よって「障害者自立支援法（平成18年4月1日施行）の中で、身体・知的・精神の3障害福祉の一元化が図られ、その対象となる」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する」に修正する。(③)

■ 10年後の地域のすがた

能力に応じた就労などを行い、必要な支援サービスを受けて、障害者が住み慣れた地域で生活している。また、地域社会でのノーマライゼーションの意識が定着し、障害者が地域で活動しやすいようなソフト・ハード両面におけるユニバーサルデザイン・バリアフリー化が進んでいる。

その結果、障害者の自立及び社会参加が進み、地域で生きがいをもって安心して暮らしている。

■ 市役所の使命

ノーマライゼーションの意識を定着させるための啓発を行う。公共施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化を進める。障害者の自立及び社会参加に向けて支援する。

■ 成果目標と役割分担

【全体目標】 障害者が自立し、住み慣れた地域で生きがいをもって安心して暮らしている

指標名	単位	基準値	上段:目標値		下段:実績値	説明
			H22	H25	H29	
福祉サービスが整っており、障害のある人が、作業所への通所やホームヘルパー※ <sup>5</sup> 、デイサービス※ <sup>6</sup> などの利用により、地域でいきいきと生活していると感じる市民の割合	%	20.8 (H18)	31.3	39.3	50.0	市民満足度調査により測定。
			33.9	41.7	***	

※<sup>5</sup> ホームヘルパーとは、日常生活において支援が必要な在宅の高齢者や障害者に対し、家事や通院介助などの生活支援を行う訪問介護員のこと。

※<sup>6</sup> デイサービスとは、在宅の高齢者や障害者を日帰りで施設に送迎し、日中に入浴や食事、レクリエーション、機能訓練などを提供する介護サービスのこと。

**【個別目標①】 障害者<sup>\*1</sup>が日常生活の支援を受け、能力にあった就労・社会参加をし、生活しやすい社会環境が整備されている**

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
障害者の雇用率	%	1.46 (H18)	1.80	1.80	1.80 2.00	犬山公共職業安定所管内の障害者手帳所持者の雇用状況を測定するもの。
			1.56	***	***	
公共施設のバリアフリー <sup>*2</sup> 化率	%	60.1 (H18)	↗	↗	↗	公共施設のバリアフリー化の割合を測定するもの。
			69.8	***	***	
就労継続支援 <sup>*3</sup> 及び就労移行支援サービス <sup>*4</sup> の利用人数	人	不明 (H18)	73	97	121	社会参加に向けて、就労継続支援及び就労移行支援サービスを利用している障害者の数を測定するもの。
			21	***	***	
施設入所支援サービスの利用人数	人	94 (H18)	87	87	87	障害者の、施設入所から地域生活への移行状況と入所を必要としている障害者が受け入れられているかを測定するもの。
			92	***	***	
訪問系サービス(ホームヘルプ等)の利用人数	人	77 (H18)	89	94	100	在宅で生活している障害者が必要な生活支援を受けているかを測定するもの。
			67	***	***	

市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民一人ひとりが家庭や地域社会においてノーマライゼーション<sup>*5</sup>の意識を深める。【個人・家庭】</li> <li>○各企業は障害者雇用に対する理解を深める。【企業】</li> <li>○障害者施設に係る情報を、地域社会、ボランティア、施設及び企業などがネットワーク化し、共有する。【市民団体】【企業】</li> <li>○就労継続支援及び就労移行支援サービスを提供する施設は就労の場としても充実させる。【市民団体】</li> <li>○各施設は障害者自立支援のための支援メニューの充実を行い、専門的人材を確保する。【企業】</li> <li>○利用者は各種障害福祉サービスなどを有効に利用する。【個人・家庭】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者の就労相談を充実する。</li> <li>○企業に対して知的障害者に係る職親委託制度<sup>*6</sup>の採用を勧める。</li> <li>○障害者施設に係る情報を提供する。</li> <li>○公共施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化を進める。</li> <li>○就労継続支援及び就労移行支援サービスを提供する施設を就労の場として支援する。</li> <li>○障害者の自立や社会参加に向けての障害福祉サービス<sup>*7</sup>などを充実する。</li> <li>○多様な相談ニーズに応えるため、障害者相談を充実する。</li> <li>○難病患者<sup>*8</sup>へは、難病の認定機関である県と連携し支援する。</li> </ul>

**【関連する項目】**

- III都市生活基盤分野 《柱 1 市街地整備》 個別目標②魅力的で快適な市街地が整備され、多くの市民で賑わっている(P-76)
- III都市生活基盤分野 《柱 3 公園緑地》 個別目標①都市公園等が整備され、日ごろから公園に歩いて行き、うるおいのある生活をしている(P-83)
- ~~II健康、福祉分野 《柱 2 子育て》 個別目標⑤障害児は療育支援や統合保育での発達支援を受けている(P-57)~~
- IV教育分野 《柱 1 学校教育》 個別目標①児童・生徒が心身共に健康な状態で、適切な教育を受けている(P-100)

**■ 関連する個別計画**

- 江南市障害者計画及び第2期江南市障害福祉計画 (H21～H30)
- 第3期江南市障害福祉計画 (H24～H26)

**見直しの内容と理由**

**【個別目標①】**

・個別目標①と②を統合する。

理由)「障害者手帳G」「障害者支援G」が統合し「障害者支援G」となったことにより、二つの施策を統合 (①)

**【指標】**

・「障害者の雇用率」の H29 目標数値を障害者雇用促進法改正に伴い 2.0%に修正 (③)

**【H25 実績値】**

- ・障害者の雇用率 平成 26 年 8 月
- ・公共施設のバリアフリー化率 平成 26 年 5 月
- ・就労支援及び就労移行支援サービスの利用人数 平成 26 年 5 月
- ・施設入所支援サービスの利用人数 平成 26 年 5 月
- ・訪問系サービス(ホームヘルプ等)の利用人数 平成 26 年 5 月

**【市役所の役割】**

・「○多様な相談ニーズに応えるため、障害者相談を充実する。」を新たな個別目標②に移動する。

理由)多様な相談ニーズに応えるための障害者相談の充実は平成 25 年 4 月 1 日から福祉課内に設置した「基幹相談支援センター」に係る事項であるため。(③)

**【脚注】**

・法律の改正により修正

理由)「障害者自立支援法」が題名改正されており、現在は三障害だけでなく発達障害や難病も含まれている。

よって「障害者自立支援法(平成 18 年 4 月 1 日施行)の中で、身体・知的・精神の 3 障害福祉の一元化が図られ、その対象となる」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する」に修正する。(③)

**【関連する項目】**

・「柱 2」は同柱内に移動したため、削除。

**【関連する個別計画】**

- ・削除 第2期江南市障害福祉計画は平成 23 年度で終了しているため。
- ・追加 第3期江南市障害福祉計画 (H24～H26)

<sup>\*1</sup> 障害者とは、障害者自立支援法(平成 18 年 4 月 1 日施行)の中で、身体・知的・精神の 3 障害福祉の一元化が図られ、その対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害がある人のこと。

<sup>\*2</sup> バリアフリーとは、障害者や高齢者が、生活するうえで支障となる物理的な障壁や意識上の障壁を取り除くこと、また障壁が取り除かれた状態。ユニバーサルデザインとは、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。障壁を取り除くことをバリアフリーというのに対し、はじめから障壁をつくらないという考え方がユニバーサルデザイン。

<sup>\*3</sup> 就労継続支援サービスとは、一般企業等への就労が困難な人を対象とした、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスのこと。

<sup>\*4</sup> 就労移行支援サービスとは、一般企業等への就労を希望する人を対象とした、定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービスのこと。

<sup>\*5</sup> ノーマライゼーションとは、障害者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉を進めること。

<sup>\*6</sup> 職親委託制度とは、知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とした制度。

<sup>\*7</sup> 障害福祉サービスとは、障害者自立支援法「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく法定福祉サービスで、ホームヘルプ・行動援護などの訪問系サービス、生活介護・就労継続(移行)支援→児童手帳サービス・ショートステイなど日中活動系サービス及びケアホーム・グループホーム・施設入所支援の居住系サービスをいうや、児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービスをいう。またその他のサービスとして地域生活支援(相談支援・日常生活用具給付等・地域活動支援センターなど)がある。

<sup>\*8</sup> 難病患者とは、厚生労働科学研究難治性疾患研究事業の対象疾患(特定疾患)の中でも、現在愛知県が医療費助成の対象としている特定疾患の認定を受けている人という。

**【個別目標②】 障害者等が住み慣れた家庭や地域で安全・安心に生活することができるよう地域での福祉活動が行われている**

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
基幹相談支援センターへの相談件数	人	1,096 (H25)	***	***	1,100	日常生活を営むのに支障がある方からの相談件数を測定するもの。
			***	***	***	
社会福祉法人への指導監査における不適正な運営指摘件数	件	0 (H25)	***	***	0	社会福祉法人への指導監査における不適正な運営指摘を行った件数を測定するもの。
			***	***	***	

市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者が適切な相談支援を受けながら、安全・安心な生活を送る。【個人・家庭】</li> <li>○市民一人ひとりが互いに尊重しあう。【個人・家庭】</li> <li>○社会福祉法人が適正な運営を行う。【社会福祉法人】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な相談ニーズに応えるため、障害者相談、女性相談、DV相談を充実する。</li> <li>○社会福祉法人への指導監査を行うことによって、不適正な運営がなされないようにする。</li> </ul>

**見直しの内容と理由**

**【個別目標②】**

- ・個別目標②を追加

理由) 平成 25 年 4 月 1 日から福祉課に基幹相談支援センターを設置しており、活動の指標として設定する必要があるため。(③)

平成 25 年 4 月 1 日から愛知県より権限移譲された社会福祉法人への指導監査等の事務が増えており、活動の指標として設定する必要があるため。(③)

## 【個別目標③】 障害児は療育支援や統合保育での発達支援を受けている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
市の母子通園施設への受入待機児童数	人	0 (H18)	0	0	0	障害をもつ児童が、わかかさ園の児童デイサービス「児童発達支援」 <sup>※1</sup> を利用して、必要な療育を受けているかを測定するもの。
			0	***	***	

市民の役割	市役所の役割
○障害児をもつ保護者は積極的に障害児の生活習慣の自立を促す活動に参加する。【個人・家庭】	○一人ひとりの障害の程度、特性を把握した療育指導 <sup>※2</sup> 「療育支援」を行う。集団保育が必要な障害児のために、健常児との統合保育により、成長発達の促進を支援する。 ○軽度発達障害 <sup>※3</sup> 児の早期発見のため、保健センター、保育園、幼稚園などと連携を密にする。

## 【関連する項目】

- ~~II健康、福祉分野 《柱3 障害者福祉》 個別目標②障害者は日常生活の支援を受け、安定した生活をしている(P-61)~~
- IV教育分野 《柱1 学校教育》 個別目標①児童・生徒が心身共に健康な状態で、適切な教育を受けている(P-100)

## ■ 関連する個別計画

- 「わくわく子育て夢プラン」江南市次世代育成支援行動計画 後期計画（H22～H26）

## 【個別目標③】

- ・ 個別目標③を追加  
理由) わかかさ園の所管替えに伴う柱間移動。
- ・ 個別目標③のタイトルを修正  
理由) わかかさ園では統合保育を実施していないため

## 【指標の修正】

- ・ 「市の母子通園施設への受入待機児童数」の説明を修正  
理由) 字句の整理のため

## 【市役所の役割】

- ・ 「療育指導」を「療育支援」に修正  
理由) 事務分掌の記述と合わせるため
- ・ 統合保育等の削除  
理由) わかかさ園では統合保育を実施していないため

## 【H25 実績値】

- ・ 市の母子通園施設への受入待機児童数 平成26年3月

## 【関連する項目】

- ・ 「柱2」は同柱内に移動したため、削除。

## 【脚注】

- ・ 「児童デイサービス」を「児童発達支援」に修正  
理由) 字句の整理のため
- ・ 「療育指導」を「療育支援」に修正  
理由) 事務分掌の記述と合わせるため

※1 児童デイサービス「児童発達支援」とは、障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスのこと。

※2 療育指導「療育支援」とは、就学前の心身に障害や発達に遅れのある子どもに対し、障害指定保育園や障害施設の職員が、障害児の専門員を交え検討会、意見交換会、障害施設の職員交流などによりケアの共有化と見識を広め、障害児の処遇向上を行うこと。また、障害施設に母子と通園し、集団生活や親子遊びを通じて、基本的な生活経験を豊かにしたり、運動機能を高め集団生活の適応を促すこと。

※3 軽度発達障害とは、発達障害のうち、知的障害を伴わないものを指す。読み・書き・計算などの特定の能力習得が難しい学習障害(LD)や、年齢に応じた落ち着きがない注意欠陥・多動性障害(ADHD)などの総称。

# 柱 4 健康な生活の確保

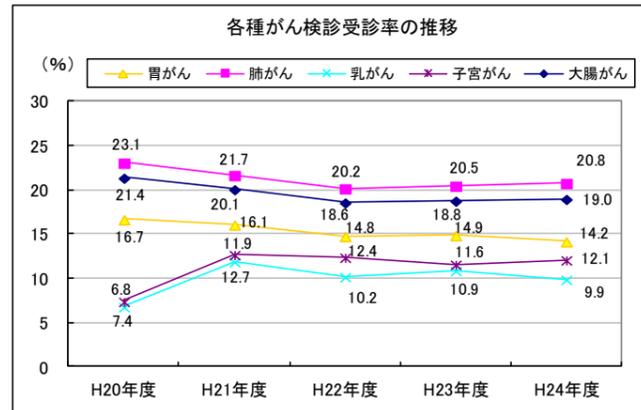
## — 健康づくり —

### ■ 現状と課題

食生活の乱れ、**身体活動・運動の機会の減少**、ストレスの増加などに伴い生活習慣病<sup>\*1</sup>が増加し、疾病予防や疾病にかかった後の生活管理など健康維持に対する関心が高まっています。

江南市でもがん、循環器病、糖尿病などの生活習慣病を要因とした死因が上位を占めています。その一因として、健康診査や各種がん検診の受診率が低いということがあり、疾病予防、健康維持に対する体制づくりが課題となっています。

このようなことから、年代を問わず、健康でいきいきと生活するために、市民一人ひとりが健康への高い意識をもつとともに、**運動や健康教室などの健康づくりに取り組みやすい環境を整えることが求められています。**



(資料:健康づくり課)

### ■ 10年後の地域のすがた

日ごろから正しい食生活や運動を心がけるとともに、生涯を通じて市民自らが健康づくりを行っている。健康診査を定期的を受診し、疾病の予防・早期発見に取り組むという意識が定着し、各地域で健康づくりの教室などが行われている。

その結果、寝たきりや生活習慣病になる人が少なくなり、市民は長く健康を保持し安心して暮らしている。

### ■ 市役所の使命

地域の健康意識を向上させるための啓発やボランティアの育成、活動支援を行う。また、身近で運動などができるように地域・学校・職場が一体となった健康づくりのための環境を整える。

感染症<sup>\*2</sup>を予防するために、予防接種の受診率の向上を図る。

妊婦・乳幼児の健康保持のために、妊婦・乳幼児健診の充実を図る。

### ■ 成果目標と役割分担

#### 【全体目標】自ら健康づくりに取り組み、健康に暮らしている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
健康づくりに取り組み、健康に暮らしていると感じる市民の割合	%	72.4 (H19)	75.0	77.5	80.0	市民満足度調査により測定。
			73.1	73.1	***	

<sup>\*1</sup> 生活習慣病とは、長年身についた悪い食生活を始め、運動不足、休養不足、過度の飲酒や喫煙などの毎日の生活習慣が積み重なって発症する病気のこと。

<sup>\*2</sup> 感染症とは、ウイルスや細菌などの微生物が体内に入り、体内で増加することにより発症する病気のこと。

### 【現状と課題】

#### 1 段落目

1 行目：生活習慣病増加の背景の追加

理由) 身体活動・運動は生活習慣病の発症と密接であり、生活習慣病を発症する世代(20～50歳代)の運動習慣が少ないことから追加。(③)

#### 3 段落目

3～4 行目：部分削除

理由) 「など」と表記しているが健康づくりは運動のみでなく、栄養・食生活、休養、喫煙、飲酒、歯の健康と多岐にわたる。また、健康教室以外にもさまざまな手法がある。運動、健康教室と明記すると、他の領域がぼやけてしまうため削除。(③)

【個別目標①】自らが疾病予防に取り組んでいる

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
健康診査受診率	%	67.7 (H19)	70.0	72.5	75.0	生活習慣病予防の基礎となる市民の健康意識を測定するもの。 市民満足度調査により測定。
			65.5	67.4	***	
運動習慣のある <sup>※3</sup> 市民の割合	%	男 16.4 女 14.0 (H14)	男 27.0 女 24.0	男 32.0 女 29.0	男 37.0 女 34.0	生活習慣病予防、身体機能の低下予防の基礎となる市民の健康づくりの取り組み度合いを測定するもの。 健康に関する市民アンケート調査により測定。
			***	男 26.0 女 19.7 (H23)	***	
健康フェスティバル参加者数	人	1,600 (H18)	2,000	3,500	3,500	市民の健康意識の普及・啓発の基礎となる健康イベントの参加度合いを測定するもの。
			3,332	***	***	

市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>○日ごろから正しい食生活や運動を<sup>※3</sup>心がける。【個人・家庭】</li> <li>○生活の中で、体を動かすことを心がける。【個人・家庭】</li> <li>○健康診査を積極的に受診する。【個人・家庭】</li> <li>○企業等は、健康診断を実施し、各種健康講座を開催するなど、社員の健康づくりを推進する。【企業】</li> <li>○健康フェスティバルなどのイベントに積極的に参加する。【個人・家庭】【教育・研究機関】</li> <li>○ボランティア養成講座などを受講した市民は、地域の施設を利用して、健康教室を開くなど健康づくりを推進する。【個人・家庭】【教育・研究機関】</li> <li>○ボランティア養成講座などを受講した市民は、地域の施設を利用して、介護予防を推進する。【個人・家庭】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○正しい食生活を通じて、健康づくりを進めるための事業を実施する。</li> <li>○疾病予防のためにがん検診などの健康診査を充実する。</li> <li>○閉じこもりや、心身の機能低下を防ぎ、寝たきりにならないために、健康体操や健康教室を実施する。</li> <li>○ボランティアの養成、健康フェスティバルを開催し、の開催やウォー筋グ運動<sup>※4</sup>を市民に広め、健康への関心を高める。</li> <li>○運動と健康の関係を理解するための講座やセミナー等の学習機会づくりや情報提供を実施する。</li> <li>○健康の道マップの配布やウォー筋グ運動<sup>※4</sup>の周知、ウォーキング教室の開催など、気軽に参加できる運動機会を提供する。</li> <li>○運動に関するボランティアや各種グループの活動を支援する。</li> </ul>

【関連する項目】

- II健康、福祉分野 《柱1 高齢者福祉》 個別目標①高齢者が介護予防に取り組む、介護が必要になっても地域で安心して暮らしている(P-51)
- II健康、福祉分野 《柱5 保険年金》 個別目標①医療保険制度が健全に運営され、市民が安心して医療を受けている(P-67)
- IV教育分野 《柱3 生涯学習》 個別目標②市民が身近にスポーツを楽しみ、なれ親しんでいる(P-110)

※3 運動習慣のあるとは、週2回以上、30分以上の運動を1年以上継続している人。

※4 ウォー筋グ運動とは、体力が衰えがちな中高年の人たちに、効果的に筋力をつけてもらい、寝たきりになることを防ぐための健康体操のことで、平成17年10月に作成。

見直しの内容と理由

【個別目標① 2項目 運動習慣のある市民の割合】

- ・ 脚注(※3)を追加  
理由) 運動習慣の定義が分かりづらいため追加
- ・ 目標値の設定は、(第1次および第2次)健康日本21 こうなん計画が根拠。  
目標値の設定は平成34年度のみ。また、指標設定が第1次計画は青年期～高年期(16歳以上)であることに対し、第2次計画は国の指針に基づき、性別および16～64歳、65歳以上に分かれている。これは余暇時間に取り組む運動の実施が就労の有無に強い影響を受けるため、16～64歳と65歳以上では異なった目標値を設定する必要があるため。

第1次計画にあわせると、平成29年度の目標値の根拠がない。目標値の設定を第2次計画にあわせると

平成29年度目標値は

- 16～64歳男性 26%以上
- 16～64歳女性 23%以上
- 65歳以上男性 45%以上
- 65歳以上女性 35%以上

平成23年実績値は

- 16～64歳男性 21.0%
- 16～64歳女性 17.3%
- 65歳以上男性 40.0%
- 65歳以上女性 29.4%

となるが、計画の連続性を重視し、H25、H29についても「男」、「女」で集計する目標値、実績値とする。

- ・ 実績値は健康に関する市民アンケート調査が5年に一度のため、指定年度に一致しない。

次回調査は平成28又は29年度の予定。

- ・ 説明の追加。

理由) 実績値の出典を明確にするため追加

【H25 実績値】

3項目目 健康フェスティバル参加者数 平成26年1月

【市民の役割】

追加: 運動習慣のある市民を増やすための取り組みとして追加(①)

修正: 食生活と運動が混在していたため、整理した。(③)

【市役所の役割】

4項目目: 脚注の通し番号を※3→※4へ変更。

追加削除修正: 第2次健康日本21 こうなん計画の取り組みを追加し、従来の文言を削除(①)

【脚注】

- ・ 健康習慣のある人の追加

説明文案「運動習慣のあるとは、週2回以上、30分以上の運動を1年以上継続している人」

## 見直しの内容と理由

### 【個別目標②】 必要な予防接種を受け、感染症<sup>\*1</sup>にかかることなく健康を維持している

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
予防接種(三種四種混合)接種率	%	89.4 (H18)	100.0	100.0	100.0	伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延の予防状況を測定するもの。
			100.0	***	***	
予防接種(BCG)接種率	%	98.1 (H18)	100.0	100.0	100.0	結核の発生及びまん延の予防状況を測定するもの。
			99.6	***	***	
狂犬病予防注射接種率	%	83.6 (H18)	100.0	100.0	100.0	狂犬病の発生及びまん延の予防状況を測定するもの。
			84.4	***	***	

市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>○予防接種を受け健康を維持する。【個人・家庭】</li> <li>○医療機関は、広域による予防接種を実施する。【企業】</li> <li>○犬を飼う市民は、狂犬病予防接種を怠らない。【個人・家庭】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健センターで、ポリオ、BCGなどの集団接種を実施する。</li> <li>○予防接種が必要な市民に接種時期や必要性を知らせる。</li> <li>○どこの医療機関でも予防接種ができる体制をつくる。</li> <li>○狂犬病予防注射が受けやすい体制を整える。</li> <li>○<b>狂犬病予防接種の必要性について情報提供し、啓発する。</b></li> </ul>

### 【個別目標③】 母子が健康保持に積極的に取り組み、母子共に健康に暮らしている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
妊婦健康診査の受診率	%	95.3 (H18)	100.0	100.0	100.0	妊婦と胎児の健康管理を妊婦健康診査の受診状況で測定するもの。 <b>(受診数には前年度の母子健康手帳交付者で受診した人を含む)</b>
			95.4	***	***	
乳幼児健康診査(4か月児健康診査)の受診率	%	98.5 (H18)	100.0	100.0	100.0	乳幼児の疾病の早期発見と育児不安の解消を最初の健診(4か月児健康診査)の受診状況で測定するもの。
			97.8	***	***	

市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊婦は健康診査を受け、疾病の早期発見、早期治療に努める。【個人・家庭】</li> <li>○子育て中の家庭は、乳幼児の健康診査を受け、疾病の早期発見に努め、必要に応じて育児相談する。【個人・家庭】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊産婦の出産への不安と経済的不安を解消するために、健康診査への支援充実を図る。</li> <li>○乳幼児の健康診査により疾病の早期発見や育児不安を解消する。</li> </ul>

#### 【関連する項目】

- II健康、福祉分野 《柱2子育て》 個別目標②家庭での子育て不安が解消でき、育児が楽しくできている(P-56)

#### 【個別目標②】

- ・指標名 予防接種率を「三種混合」から「四種混合」へ変更  
理由)平成24年11月より四種混合ワクチンが導入されたため(③)

#### 【H25実績値】

予防接種率 平成26年4月

#### 【市役所の役割】

- ・保健センターで集団接種の「ポリオ」削除
- ・「など」削除  
理由)平成24年9月から不活化ワクチンが導入され、個別接種へ変更した。(③)
- ・狂犬病予防接種に関する役割を追加  
理由)室内犬等の小型犬の未接種、老犬の未接種が目立つので予防接種の必要性について情報提供、啓発を追加。(①)

#### 【個別目標③】

- ・「妊婦健康診査の受診率」の説明の追加  
理由)進捗管理を行ううえで、対象者を明確にするため説明を追加。

#### 【H25実績値】

妊婦健康診査の受診率 平成26年6月

乳幼児健康診査の受診率 平成26年5月

<sup>\*1</sup> 感染症とは、ウイルスや細菌などの微生物が体内に入り、体内で増加することにより発症する病気のこと。

## 見直しの内容と理由

### 【個別目標④】市民が安心して医療を受けている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
かかりつけ医をもっている市民の割合	%	56.2 (H19)	60.0	65.0	70.0	市民満足度調査により測定。
			56.8	62.5	***	
病院等の医療体制が整い、安心して暮らしていると感じる市民の割合	%	49.3 (H18)	53.0	73.0	75.0	市民満足度調査により測定。
			71.7	77.3	***	
休日急病診療所の受診者数	人	2,138 (H20)	2,200	2,200	2,200	日曜、祝日における急な病気やけがの患者が必要な医療を受けているかを測定するもの。
			2,197	***	***	
救急搬送件数	件	4,000 (H20)	4,000	4,000	4,000	休日、夜間の救急患者が2次救急医療機関へ搬送されているかを測定するもの
			4,399	***	***	

市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>○気軽に相談できるかかりつけ医をもつ。【個人・家庭】</li> <li>○高度医療機関とかかりつけ医は、お互いに連携する。【企業】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○夜間・休日診療を確保する。</li> <li>○かかりつけ医の情報を市民に提供する。</li> </ul>

### ■ 関連する個別計画

● ~~健康日本21 こうなん計画 (H16～H24)~~

● 第2次健康日本21 こうなん計画 (H25～H34)

### 【指標の修正】

病院等の医療体制が整い、安心して暮らしていると感じる市民の割合

・ H29 目標値の修正 75.0→78.0

理由) H25 の実績値が、H29 の目標値を超えているため、上方修正する。

### 【H25 実績値】

休日急病診療所の受診者数 平成26年4月

救急搬送件数 H25 実績値 平成26年4月

### 【関連する個別計画】

- ・ 健康日本21 こうなん計画は、平成24年度で終了したため、削除
- ・ 第2次健康日本21 こうなん計画が平成25年度から平成34年度で策定されたため追加

写真4 (フッ化物塗布)



# 柱 5 保険年金制度の健全な運営

## — 保 険 年 金 —

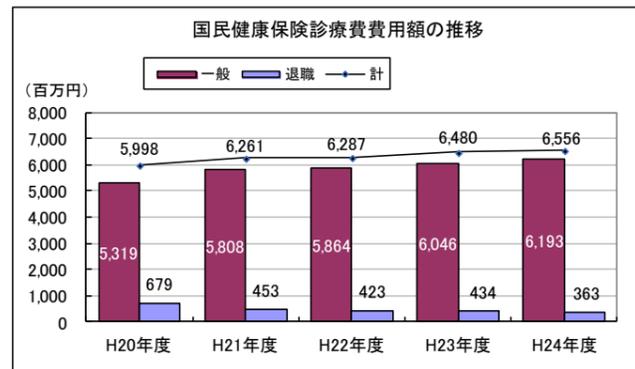
### ■ 現状と課題

高齢化が急速に進み、高齢者や定年退職者が増え、生活不安、老後の生活に対する不安、経済的不安、健康への不安などが増大しています。

江南市においても、平成20年度の医療制度改革により、国民健康保険の財政は一旦は安定したものの、高齢者の国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の高齢化や医療の高度化により医療費が増えるなど、社会保障費<sup>※1</sup>は増加傾向にあります。

このようなことから、メタボリックシンドローム<sup>※2</sup>に着目した一方、特定健康診査及び特定保健指導により疾病を予防し、の受診率は低く、市民の健康意識を高め、自らが疾病予防に取り組むことが課題となっています。

このようなことから、もしものときにも最低限の生活が保障されていること、安定した生活が続けられること、安心して生活できるようにすることが求められています。



(資料: 保険年金課)

### ■ 10年後の地域のすがた

市民自らの健康意識が定着し、保険年金制度が健全に運営されている。

その結果、もしもの場合に最低限の生活が保障されていることにより、生活の不安が軽減され、安心して暮らしている。

### ■ 市役所の使命

健康への自覚を促すため、医療保険の加入者に対し、健康診査、保健指導を推進し、国民健康保険制度の健全な運営に努める。また、国民年金事務を円滑に進める。

### ■ 成果目標と役割分担

**【全体目標】 保険年金制度が健全に運営され、もしもの場合の生活の不安が軽減され、安心して暮らしている**

指標名	単位	基準値	上段: 目標値 下段: 実績値			説明
			H22	H25	H29	
保険年金制度により安心して暮らしていると感じる市民の割合	%	56.1 (H18)	60.0	65.0	65.0	市民満足度調査により測定。
			60.0	70.8	***	

※1 社会保障費とは、医療や年金、介護、生活保護などの社会保障に係る経費のこと。

※2 メタボリックシンドロームとは、内臓にたまった脂肪により糖尿病などさまざまな生活習慣病を引き起こされた状態のこと。

メタボリックシンドロームとは、内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せ持った状態のこと。

### 【現状と課題】

#### 1 段落目

- ・表現を修正

理由) 社会経済情勢の変化 (③)

#### 2 段落目

- ・医療制度改革の記述を削除

- ・社会保障費増加の理由を記述

理由) 社会経済情勢の変化 (③)

#### 3 段落目

- ・特定健康診査及び特定保健指導の受診率が低いことを記述し、課題を追加

理由) 前期・中期で残された課題への対応 (①)

### 【グラフ】 国民健康保険診療費費用額の推移

- ・これまで一般、退職、退職被扶の3区分であったものを、一般、退職の2区分にする。(退職被扶の数値が少なく、グラフが見にくいいため)

### 【脚注】

- ・メタボリックシンドロームの説明

メタボリックシンドロームとは、内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せ持った状態のこと。

【個別目標①】医療保険制度が健全に運営され、市民が安心して医療を受けている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
国民健康保険給付実施率	%	100.0 (H18)	100.0	100.0	100.0	(給付実施額/給付義務額) × 100
			100.0	***	***	
特定健康診査実施率	%	—	50.0	65.0 50.0	65.0 60.0	(特定健診受診者数/40歳以上被保険者数) × 100
			46.2	***	***	
福祉医療費助成実施率	%	100.0 (H18)	100.0	100.0	100.0	(助成実施額/助成義務額) × 100
			100.0	***	***	
後期高齢者医療 <sup>※3</sup> 給付実施率	%	—	100.0	100.0	100.0	(給付実施額/給付義務額) × 100
			100.0	***	***	

市民の役割	市役所の役割
○国民健康保険被保険者は、国民健康保険税を納付する。【個人・家庭】	○国民健康保険を健全に運営し、被保険者に対し療養の給付などを行う。
○国民健康保険被保険者は、国民健康保険の資格取得などの届出を行う。【個人・家庭】	○40歳以上の国民健康保険被保険者に対し、特定健康診査及び特定保健指導を行う。
○40歳以上の国民健康保険被保険者は、特定健康診査及び特定保健指導を受診する。【個人・家庭】	○特定健康診査を受けていない人に対し、受診勧奨を行う。
○福祉医療受給者は、福祉医療の助成に関する届出を行う。【個人・家庭】	○福祉医療の対象者に対し、医療費の助成を行う。
○後期高齢者医療被保険者は、後期高齢者医療保険料を納付する。【個人・家庭】	○後期高齢者医療被保険者の資格取得届出の受付等を行い、後期高齢者医療広域連合 <sup>※4</sup> と連絡調整をする。
○後期高齢者医療被保険者は、後期高齢者医療の資格取得などの届出を行う。【個人・家庭】	○医療保険の制度、届出、給付などに関する広報を行う。
	○医療制度改革の概要、方向性などについて広報を行う。
	○適正受診の啓発など、医療費抑制につながる広報を行う。

【関連する項目】

- II健康、福祉分野 《柱1 高齢者福祉》 個別目標①高齢者が介護予防に取り組み、介護が必要になっても地域で安心して暮らしている(P-51)
- II健康、福祉分野 《柱4 健康づくり》 個別目標①自らが疾病予防に取り組んでいる(P-63)

見直しの内容と理由

【指標の修正】

- ・「特定健康診査実施率」のH25、H29目標値の修正理由)第2期実施計画に掲げた目標値に修正する

【H25実績値】

- 国民健康保険給付実施率 H26年3月末日
- 特定健康診査実施率 H26年5月末日
- 福祉医療費助成実施率 H26年3月末日
- 後期高齢者医療給付実施率 H26年3月末日

【市役所の役割】

- ・特定健康診査の受診率を高める取り組みを追加理由)前期・中期で残された課題への対応(①)
- ・医療制度改革の部分を削除理由)社会経済情勢の変化(③)
- ・医療費抑制に向けた取り組みを追加理由)前期・中期で残された課題への対応(①)

※3 後期高齢者医療とは、75歳以上の高齢者を対象とした医療制度のこと。

※4 後期高齢者医療広域連合とは、高齢者の疾病、負傷または死亡に関する給付を実施するために設けられた県内全市町村が加入する組織のこと。

見直しの内容と理由

【個別目標②】 国民年金制度への理解が深まり、届出や保険料の納付が適正に行われている

指標名	単位	基準値	上段:目標値		下段:実績値		説明
			H22	H25	H25	H29	
国民年金保険料納付率	%	69.4 (H18)	62.9	***	***	***	(収納月数+前納月数)/収納対象月数×100

【H25 実績値】

国民年金保険料納付率 H26年6月中旬

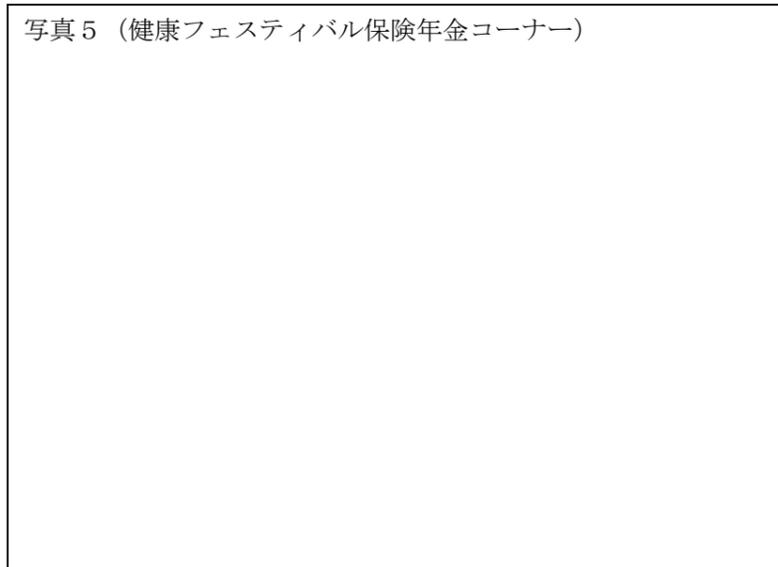
市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民年金の資格取得などの届出、免除などの申請、給付に関する請求手続きなどを行う。【個人・家庭】</li> <li>○国民年金の保険料を納付する。【個人・家庭】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民年金の届出、納付その他制度に関する広報を行う。</li> <li>○国民年金の資格取得などの届出、免除などの申請、給付に関する請求書などを受理し、日本年金機構に報告する。</li> <li>○国民年金の業務や制度に関する相談を行う。</li> </ul>

■ 関連する個別計画

- 第2期 江南市国民健康保険特定健康診査等実施計画 (H20～H24 H25～H29)

【関連する個別計画】

- ・ 第2期計画に修正



# 柱 6 地域での生活支援の充実と地域で支え合う体制の確保

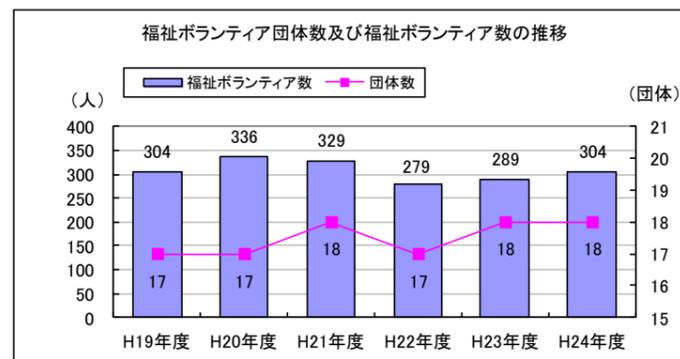
## — 生活支援・福祉活動 —

### ■ 現状と課題

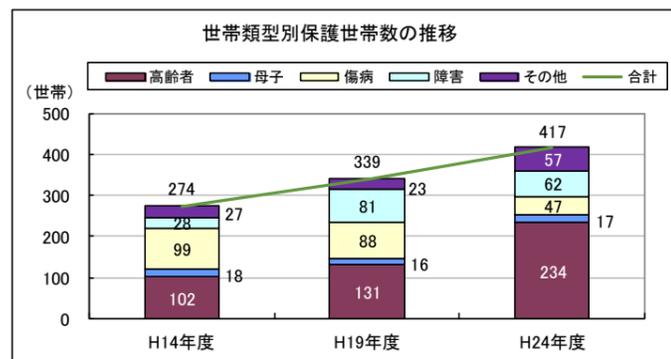
社会経済状況の変化に伴う雇用形態の多様化などにより、低所得者生活困窮者が増えています。また、核家族化、地域コミュニティ機能の支え合うしくみ、機能が弱まったことにより、家庭や地域の子育て力や介護力などが低下してきています。

江南市においても、生活保護世帯が過去5年間で約1.2倍に増えています。リーマンショック以降、非正規労働者等の派遣切りや雇い止めなど、雇用情勢の悪化により生活保護世帯が増えています。生活保護の世帯類型別では、「その他世帯」、いわゆる稼働年齢層<sup>※1</sup>の保護が増えており、同様に人口の高齢化に伴って、高齢者世帯も増加傾向にあります。このため、就労可能な者については、就労意欲を喚起するために必要な支援を行い、高齢者には、日常生活において自立した生活を送る支援が必要となっています。また、多様な福祉団体が活動していますが、福祉ボランティア、各関係団体などの運営基盤が弱く、ネットワーク化があまり進んでいない状況にあります。それとともに、地域での活動及び活躍の機会づくりが課題となっています。

このようなことから、生活困窮者などの自立支援の充実が求められています。また、地域福祉活動を活発にするための活動の担い手となる人材の育成や地域活動の場、活躍の機会づくりが求められています。



(資料: 江南市社会福祉協議会)



(資料: 福祉課)

### 見直しの内容と理由

#### 【現状と課題】

##### 1 段落目

- ・低所得者を生活困窮者へ語句修正。  
理由) 表現を分かりやすくするため。(③)
- ・地域コミュニティ機能の機能を削除。  
理由) 語句修正。

##### 2 段落目

- ・生活保護世帯数の増加理由及び支援内容についての記述を追加。  
理由) 生活保護に関しては、社会的にも注目されている重要課題であるため、記述内容の充実を図った。(③)

【グラフ】新たに「世帯類型別保護世帯の推移」を追加

#### 【脚注の追加】

- ・「稼働年齢層とは、18～64歳の就労可能な人のこと。」を追加。

※1 稼働年齢層とは、18～64歳の就労可能な人のこと。

■ 10年後の地域のすがた

生活困窮者などに対する自立への支援が行われている。また、福祉関係のボランティア団体、NPO※1、コミュニティビジネス※2を行う企業及び市役所の間でネットワーク化が進み、機能的に協働するシステムが整備され、子育てや介護などに対する支援が地域全体で効果的になされている。

その結果、生活困窮者、子育て中の市民や高齢者などの誰もが地域で安心して暮らしている。

■ 市役所の使命

生活困窮者などの自立を支援する。また、地域全体で課題を解決できるしくみをつくる。福祉活動を支援し、活動の担い手となる人材を育成していく。

■ 成果目標と役割分担

【全体目標】生活困窮者や高齢者などへの生活支援が充実し地域で支え合い、誰もが地域で安心して暮らしている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
必要なときに地域で支え合う体制が整っていると感じる市民の割合	%	33.4 (H19)	38.4	43.4	50.0	地域での共助活動の状況を測定するもの。 市民満足度調査により測定。
			40.4	43.6	***	

【個別目標①】生活困窮者や被災者が支援を受け、自立している

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
生活保護世帯の自立した割合	%	13.5 (H18)	→	→	→	廃止世帯数(年度中)/被保護者世帯数(年度当初の4月1日現在)×100
			19.2	***	***	

市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>○不意の災害や災難などに備え、貯蓄などをしておく。【個人・家庭】</li> <li>○自治会、自主防災会などの自治組織に参加し共助活動をする。【個人・家庭】</li> <li>○被保護者はできる限り早く自立して生活できるよう仕事を探す。【個人・家庭】</li> <li>○民生委員※3は、地域における生活困窮者の状況を把握しておく。【市民団体】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸付・見舞金など経済的支援や就労相談など生活の安定に向けて支援制度を整備する。</li> <li>○生活保護の認定事務を保護基準により適切に実施する。</li> <li>○生活保護世帯における自立に向けての支援を公共職業安定所など関係機関との連携により行う。</li> <li>○生活保護費の悪質な不正受給に対して厳正に対応する。</li> </ul>

【関連する項目】

- V経営、企画分野 《柱1 地域経営》 個別目標①市民が地域社会の担い手になっている(P-120)

見直しの内容と理由

【H25 実績値】

生活保護世帯の自立した割合 H26年4月

【市役所の役割】

- ・生活保護費の不正受給に対し、対応に関する記述を追加。(③理由)不正受給については、社会問題化しているため。

※1 NPOとは、Non-Profit Organizationの略。営利を目的とせず、社会的な使命の達成を目的に、公益活動を行う民間組織のこと。特定非営利活動促進法(NPO法)により認証を受けた特定非営利活動法人(NPO法人)をいう。

※2 コミュニティビジネスとは、高齢者介護、子育て支援、環境保全、生涯学習、地域の活性化などに関する地域の課題を、地域資源を活かしながら「ビジネス」の手法で解決していこうとする取り組み。

※3 民生委員とは、民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間人。民生委員は児童委員を兼ねる。

**【個別目標②】 社会福祉関係団体などが地域の福祉活動を積極的に行っている**

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
社会福祉関係の団体数、参加人数	団体 人	19 760 (H18)	21	25	25	赤十字奉仕団、更生保護女性会及び市社会福祉協議会ボランティア団体がどの程度活動しているかを団体数と参加者数で測定するもの。
			790	800	800	
市内の福祉関係のNPO※2団体数	団体	3 (H18)	5	6	8	福祉関係のNPO団体がどの程度活動しているかを測定するもの。
			6	***	***	



市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の福祉活動に積極的に参加する。【個人・家庭】</li> <li>○社会福祉団体の参加者は目的意識をもち自立力を高める。【個人・家庭】</li> <li>○ボランティア団体、NPOなどの社会福祉団体がリーダーなど専門の人材を育成する。【市民団体】</li> <li>○ボランティア団体、NPOなどの社会福祉団体が活動内容をPRする。【市民団体】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各団体の活動を支援する。</li> <li>○各団体間のネットワーク化を支援する。</li> <li>○各団体へ各種関係情報を提供し、共有化を進める。</li> </ul>

**【関連する項目】**

- V経営、企画分野 《柱1 地域経営》 個別目標①市民が地域社会の担い手になっている(P-120)

**【個別目標③】 生活困窮者や高齢者などは、民生委員等の支援を受け、問題を解決し、安定した生活をしている**

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
民生委員の相談支援件数	件	2,103 (H18)	↗	↗	↗	民生委員の相談支援活動により、地域福祉の向上への効果を測定するもの。
			2,193	***	***	



市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>○民生委員活動に積極的に情報を提供する。【個人・家庭】</li> <li>○地域福祉活動に積極的に参加する。【個人・家庭】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民生委員の資質をより高める。</li> <li>○民生委員活動がより効果的な活動になるよう支援する。</li> </ul>

**【関連する項目】**

- V経営、企画分野 《柱1 地域経営》 個別目標①市民が地域社会の担い手になっている(P-120)

**【指標の修正】**

- ・「社会福祉関係の団体数、参加人数」の平成22年度実績値を修正。  
理由) 誤記のため。

**【H25 実績値】**

社会福祉関係の団体数、参加人数 H26年4月

市内の福祉関係のNPO団体数 H26年4月

**【H25 実績値】**

民生委員の相談支援件数 H26年4月

※2 NPOとは、Non-Profit Organizationの略。営利を目的とせず、社会的な使命の達成を目的に、公益活動を行う民間組織のこと。特定非営利活動促進法(NPO法)により認証を受けた特定非営利活動法人(NPO法人)をいう。

見直しの内容と理由

【個別目標④】 地域住民が地域福祉活動や学習活動を積極的に行っている

指標名	単位	基準値	上段:目標値		下段:実績値	説明
			H22	H25	H29	
市の学習等供用施設の利用者数	人	121,286 (H18)	125,000	135,000	135,000	学習等供用施設で、地域福祉活動や学習活動がどの程度行われているかを測定するもの。
			128,762	***	***	



市民の役割	市役所の役割
○学習等供用施設を積極的に利用する。【個人・家庭】 【市民団体】	○施設の効率的及び効果的な運営をする。

【関連する項目】

- V経営、企画分野 《柱1 地域経営》 個別目標①市民が地域社会の担い手になっている(P-120)

【H25 実績値】

市の学習等供用施設の利用者数 H26年4月

写真6 (赤十字奉仕団の活動)

